消費者被害の防止に向けて　(埼玉県の取組)
ー相談・啓発・事業者指導の相互リンクー

資料6－参考

県

消費生活課	消費生活支援センター
事業者指導 企画調整	川口・川越・春日部・熊谷 相　談 啓　発

連携

事業者指導広域連携

経済産業局　消費者庁　近隣都県

県警本部・各警察署

・県警OB職員の配置・活用
・連絡会議の開催

問題解決チーム

弁護士・相談員・職員による困難事案処理

主任相談員の配置

”相談員の相談員”
⇒市町村支援機能の強化

基礎法令事例研究会

埼玉弁護士会等との共催
(毎月1回)

教育連携

教育関係機関等との連携

支援・補助金

情報交換・支援
PIO-NET

消費者行政活性化基金の活用

市町村

消費者行政担当 ＝	消費生活センター
・補助金の活用による体制整備、啓発事業等実施 ・庁内調整機能	相談　啓発 ・全64市町村に相談窓口整備 (H22.4.1) ・40市12町にセンター設置 (H23.4.1)

福祉・自治振興部門

・高齢者被害防止のために地域包括支援センター、民生委員、自治会等と連携

・多重債務対策庁内ネットワーク形成

連携

市町村間の連携による窓口設置の例
(委託方式)
1市＋周辺4町
(協定方式)
1市＋周辺3町
1町＋1町